

議案第 67 号

財産の譲与について（老人憩いの家賀集荘）

次のとおり財産を譲与したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 26 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1 財産の名称 南あわじ市老人憩いの家賀集荘

2 財産の所在 南あわじ市賀集 603 番地 1

3 財産の種類及び数量

建物

（1）本体施設 ア 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建

 イ 床面積 424.00 m²

4 譲与の相手方

所在 南あわじ市賀集 603 番地 1

名称 賀集自治会

 会長 平野 仁司

5 譲与の理由

賀集自治会の地域集会施設として利用するため

6 譲与の時期 令和 9 年 1 月 1 日

南あわじ市老人憩いの家賀集荘

【位置図】



【現況写真】



